

平成 26 年 度  
第 5 回 輪島市子ども・子育て会議 議事録(要約)

会議日時 平成 26 年 9 月 9 日(金)14:00～15:10

会 場 輪島市役所 4 階 第 2 会議室

出席者

|     |        |
|-----|--------|
| 委員  | 沢田 悦子  |
| 委員  | 福田 友昭  |
| 委員  | 藤山 壺史  |
| 委員  | 板谷 玲子  |
| 委員  | 刀祢 洋子  |
| 委員  | 久保 敬夫  |
| 委員  | 向 民夫   |
| 委員  | 瀬例 有子  |
| 委員  | 稲木 強   |
| 委員  | 大畑 明久  |
| 委員  | 山上 幸美  |
| 委員  | 大工 ゆき子 |
| 事務局 | 北浜 陽子  |
| 事務局 | 田中 昭二  |
| 事務局 | 古谷 里美  |
| 事務局 | 殿田 憲司  |
| 事務局 | 古坂 一正  |
| 事務局 | 細川 由仁  |

次 第

1. 開会
2. 議件
  - (1) 保育の必要性に関する基準について
  - (2) 地域型保育事業の認可基準について
  - (3) 給付対象として確認を受ける施設・地域型保育事業の運営基準について
  - (4) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準について
3. その他
4. 閉会

## 会議内容の要約

### 議件1. 保育の必要性に関する基準について

#### 事務局からの説明

- 保育の必要性に関する基準について説明

#### 委員からの意見

- 経過措置はいつごろまでを考えているか。

→事務局回答

現行で制度を利用している方が卒業するまで経過措置を設けたい。

#### 採決

《保育短時間認定のための就労下限時間の設定について》(事務局案)

- 子ども・子育て支援法施行規則の保育の必要性の認定事由として、「48～64 時間の範囲内で市町村が定める時間以上就労することが常態」と規定されています。本市には、待機児童がいないことや現行では就労時間の下限等を設定していないことから、現在入所している児童への影響を考慮し、一番低い就労下限時間である1カ月当たり 48 時間を基準にしたいと考えます。
- 賛成多数ということで、事務局案のとおりとなりました。

《経過措置について》(事務局案)

- ①現に保育所において入所している児童については、就労時間が 48 時間に満たない場合でも、経過措置により保育所を利用することができる。
- ②現に保育所において入所している児童については、客観的には保育短時間に該当する場合であっても、保護者が保育短時間を希望しない場合は、経過措置により保育標準時間認定とすることができる。

上記2点については、本市には待機児童がいないことや現在入所している児童への影響を考慮し、経過措置を設けたいと考えます。

- 賛成多数ということで、事務局案のとおりとなりました。

### 議件2. 地域型保育事業の認可基準について

#### 事務局からの説明

- 地域型保育事業の認可基準について説明

#### 委員からの意見

- 輪島市には待機児童がいないというが、入りたい保育所に入れなかった場合はどのように

対応しているか。

→事務局回答

施設側が受け入れられないと判断した場合は、保護者に第 2 希望を聞いて、そちらに入所していただく形をとっている。

#### 採決

《議件2. 地域型保育事業の認可基準について》(事務局案)

●賛成多数ということで、事務局案のとおりとなりました。

### 議件3. 給付対象として確認を受ける施設・地域型保育事業の運営基準について

#### 事務局からの説明

●給付対象として確認を受ける施設・地域型保育事業の運営基準について説明

#### 委員からの意見

●細かなところは、まだ国からなにも出ていないので、国の基準通りで異論はない。

#### 採決

《議件3. 給付対象として確認を受ける施設・地域型保育事業の運営基準について》  
(事務局案)

●賛成多数ということで、事務局案のとおりとなりました。

### 議件4. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準について

#### 事務局からの説明

●放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準について説明

#### 委員からの意見

●小学校でなにかあった場合、学校から保護者や児童クラブへの連絡網はどのようになっているか。

→事務局回答

小学校から児童クラブへの連絡は教育委員会だが、児童クラブの管轄は福祉課なので、こちらから情報が届くようにする。

●児童クラブを利用できるのはどのような児童か。

→事務局回答

利用できる児童は、保育所と同様に保育を必要とする児童である。認定は、社会福祉協議会と町野福社会の事業となっているが、判定会には福祉課からも課長が参加している。

**採決**

《議件4. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準について》(事務局案)

●賛成多数ということで、事務局案のとおりとなりました。